

盛岡市都南学校給食センターの調理業務等の委託について

平成21年11月24日
教育委員会

1 委託方針

第二次盛岡市行財政構造改革の方針に基づき、都南学校給食センターの調理業務等の委託について検討した結果、調理、食材検収、食器洗浄、調理場清掃及びボイラー運転管理の各業務を委託することとする。その他の業務は従前どおりとする。

〔現在と委託実施後の業務担当区分〕

業 務	現在の担当	委託後の担当	備 考
献立・調理指示書の作成	センターの栄養教諭等		従前どおり
食材選定・発注	センターの栄養教諭等		従前どおり
主食の調達(ご飯・パン)	委託業者(岩手県学校給食会へ委託中。)		従前どおり
副食の食材検収・調理	センターの調理員	委託業者	新規委託
給食の搬送・食器回収	委託業者(民間業者へ委託中。)		従前どおり
食器洗浄・調理場清掃	センターの調理員	委託業者	新規委託
ボイラー管理業務	センターのボイラー技士	委託業者	新規委託

2 委託開始予定日

平成22年4月1日

3 委託の検討にかかる経緯

第二次盛岡市行財政構造改革の方針に基づき、教育委員会では、委託可能な位置付けである都南学校給食センターの調理業務等について、都南学校給食センター運営委員会等の意見を参考にするとともに、意見募集や説明会を実施し、保護者等関係者の考えに留意しながら検討を行った。

〔保護者等の意見の確認経緯〕

日付	名 称 等	備 考
6/30	都南学校給食センター運営委員会(1回目)	
7/3	都南地域保護者世帯への周知文書配布及び意見等の募集	意見を寄せた方30名(保護者9名、一般21名)
7/8	市ホームページへ周知及び意見等募集記事の掲載	
7/10	市議会教育福祉常任委員会への経過説明(1回目)	
7/24	第5回学校給食検討会	
8/21	都南学校給食センター運営委員会(2回目)	
9/1	第6回学校給食検討会	
9/24	市議会教育福祉常任委員会への経過説明(2回目)	
10/20	保護者説明会(飯岡農業構造改善センター)	参加者6名
10/21	保護者説明会(乙部農業構造改善センター)	参加者4名
10/23	保護者説明会(都南分庁舎)	参加者13名

4 意見の概要

- ・市の財政状況等を考慮すると、委託による合理化を推進すべき。〔検討会〕
- ・委託は行政と業者双方にメリットがある。〔保護者〕
- ・学校給食の意義を理解し、社会貢献の意識を有する業者に委託すべき。〔保護者〕
- ・削減された経費は、教育予算に充てるべき。〔保護者、検討会、運営委員会〕
- ・賃金水準が著しく低下しないよう、労働条件への配慮が必要。〔保護者、検討会、運営委員会〕
- ・教育に効率や合理性、経済性を求めるべきではない。〔保護者、一般〕
- ・公教育に民間業者が関わるべきではない。〔一般〕
- ・民間業者に対して、不信感や不安がある。〔保護者、一般〕
- ・試行を行わずに委託の検討を始めた経緯に疑問がある。〔一般〕
- ・委託による費用対効果に疑問がある。〔検討会〕
- ・委託以外の方法によって、行財政改革を進めるべき。〔保護者、一般〕

5 委託方針決定の理由

(1) 学校給食の目標が達成可能であること

委託する業務は主に調理業務であり、献立作成や食指導の体制には変更がなく、適切な栄養の摂取や食育の推進といった学校給食の目的・目標を達成することが可能である。

(2) 学校給食の安全・安心が確保されること

業者選定は、学校給食調理業務の実績や衛生管理体制等を総合的に評価して行うほか、委託後においても現在と同様の衛生管理体制に基づき業務が行われることから、現在の給食の質を維持することが可能である。

(3) 都南学校給食センターの運営の合理化・経費削減が図られること

業者の判断により、柔軟な人員配置体制をとることが可能となり、作業が効率化し、それに伴い経費の削減も見込まれる。

6 委託にあたっての主な留意点

(1) 委託業者の従業員の雇用条件について

業者選定の際に、賃金の評価項目を設ける等して、従業員の雇用条件に配慮する。

(2) 現在雇用している臨時調理員の処遇について

現在雇用している臨時職員のうち、委託後も引き続き都南学校給食センターでの勤務を希望する者については、委託業者に対し、雇用の継続を要請する。

(3) 業務委託が労働関係法令に抵触しないこと

雇用関係のない市と業者従業員との間に指揮命令系統が認められる場合、派遣法等に違反することとなるが、業者への指示を現場責任者に限定する等の適切な措置をとることにより、関係法令に抵触するおそれのない請負契約とすることが可能である。